

議案第48号

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、登録者であつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条に規定する個人番号カードの交付を受けたものは、当該個人番号カードを利用して多機能端末機（町の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機をいう。）を介して印鑑登録証明書の交付を受けることができる。ただし、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条に規定する利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。

附 則

この条例は、平成29年2月1日から施行する。

提案理由

個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書の証明書交付サービスを開始するため、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例を改正する必要がある。

平成28年12月13日原案可決